

若年世代への公的移転政策の経済効果

仲間 瑞樹

1. はじめに

Samuelson (1958) が示唆するように、世代間での私的貸借の失敗といったリスクがあるため、政府には賦課方式の公的年金政策を行う余地が生じる。これだけではなく、所得再分配や温情主義といった観点から、賦課方式の公的年金政策の必要性が説明されることも知られている。一方、広井 (2006a), 広井 (2006b) は、賦課方式の公的年金政策と全く反対の若年世代への公的移転政策（20~30歳のすべての個人に月額4万円程度の若者年金を支給するといった若者基礎年金政策）を提唱している¹⁾。

若年世代への公的移転政策（若者基礎年金政策）を導入することについては、その経済学的な理由を見出しづらい。Diamond (1965) 型の2期間世代重複モデルを踏まえるならば、若年世代には自身の労働を供給し、労働所得を手にする機会がある。このような背景から、老年世代と比べて若年世代が無貯蓄、無所得に陥る可能性は相対的に低いと考えられ、政府が若年世代に公的移転を給付する必要性も低くなると考えられる。しかし経済のストック化を考慮するならば、老年世代が保有する資産の高低によって若年世代の所得水準も大きく変化し、若年世代内の所得格差が促進されるながれも考えられる。広井 (2006a), 広井 (2006b) ではその点に注目し、経済の成熟化、高ストック経済によって世代内所得格差に直面しやすい若年世代への社会保障、すなわち人生前半の社会保障の強化を訴えているのである。

1) このような若者基礎年金は、税財源を利用し全国民に無条件で最低限の金額を給付するベーシックインカムと似ている。言い換えるならば、若者世代に優先してベーシックインカムを給付していることと同じである。これより広井 (2006a), 広井 (2006b) での若者基礎年金のみならず、本論文で考える若年世代への公的移転は、若年世代に限定したベーシックインカムと読み替えることも可能であろう。

しかし広井（2006a），広井（2006b）では人生前半の社会保障，つまり若年世代に対する公的移転を提案しているにも関わらず，その定性的あるいは定量的な分析，それら分析に基づく政策評価がなされていない。例えば若者基礎年金政策の財源として，広井（2006a），広井（2006b）では消費税，相続税，環境税，老年世代に対する公的年金削減分等を充当すべきとしている。もし相続税の利用を考えるならば，それは暗黙の裡に遺産の存在を前提にしていることになる。そして遺産の存在を前提とするならば，どのような遺産動機が機能しているかについて考慮する必要も生じる。なぜならば政府の様々な政策がもたらす経済効果は，遺産動機に大きく依存することが知られているからである。残念ながら広井（2006a），広井（2006b）の関心は，若者基礎年金政策の定性的あるいは定量的な分析にあるのではなく，若者基礎年金政策を構想することにあるものと考えられる。

そこで本論文ではDiamond（1965）型の2期間世代重複モデルを用い，広井（2006a），広井（2006b）の若者基礎年金政策を若年世代への公的移転政策と言い直し，それをシンプルな形でモデル化し，その経済効果について定性的な分析を行う。具体的には同質的な個人，遺産動機としてYaari（1964）による消費遺産動機を仮定する。そして若年世代への公的移転政策の財源については老年世代が負担する遺産税，若年世代と老年世代の双方が負担する消費税の2つを採用する。その上で遺産税重課，消費税重課による若年世代への公的移転政策が資本ストック，遺産，効用にもたらす経済効果を定性的に分析する。

本論文の構成は次のとおりである。第2節ではDiamond（1965）型の2期間世代重複モデルを用いてモデルを構築する。第3節では個人が消費遺産動機を持つ場合の動学体系の安定性を分析する。第4節では遺産税重課，消費税重課による若年世代への公的移転政策が資本ストック，遺産，効用にもたらす経済効果を分析する。第5節では効用最大化時に個人が政府の予算制約式を織り込む場合，第4節で分析した結果がどのように変化するかを分析する。第6節では若年世代への公的移転政策に関する政策的含意を述べ，第

7節では今後の検討課題を述べる。

2. モデル

本論文では人口成長を考慮しない Diamond (1965) による2期間世代重複モデルを用いる。遺産動機は Yaari (1964) による消費遺産動機を仮定する。個人の効用関数は対数線形型効用関数、企業の生産関数はコブ＝ダグラス型の新古典派型生産関数で表されるものとする。

t 期 t 世代の個人が Yaari (1964) による消費遺産動機を持つ場合、その個人の効用関数は下の(1)のとおり表される。

$$u_t = \varepsilon_1 \log c_{1t} + \varepsilon_2 \log c_{2t+1} + \varepsilon_3 \log b_{t+1} \quad (1)$$

ただし $\varepsilon_1, \varepsilon_2, \varepsilon_3$ は t 期 t 世代の消費 c_{1t} 、 $(t+1)$ 期 t 世代の消費 c_{2t+1} 、 $(t+1)$ 期 t 世代が $(t+1)$ 期 $(t+1)$ 世代に与える遺産 b_{t+1} に対する選好を表す度合であり、 $\varepsilon_1 + \varepsilon_2 + \varepsilon_3 = 1$ をみたす。

個人の予算制約式は下の(2)と(3)のとおり表される。

$$(1 + \tau_c)c_{1t} = w_t + b_t - s_t + A_t \quad (2)$$

$$(1 + \tau_c)c_{2t+1} = (1 + r_{t+1})s_t - (1 + \tau_b)b_{t+1} \quad (3)$$

t 期 t 世代の個人は労働を非弾力的に供給し、賃金 w_t を受け取り、 t 期 $(t-1)$ 世代の個人から遺産 b_t を受け取る。一人あたりの公的移転給付を A_t と表すならば、 $A_t = \tau_c(c_{1t} + c_{2t}) + \tau_b b_t$ が t 期 t 世代の個人に公的移転として給付される²⁾。賃金 w_t 、遺産 b_t 、公的移転給付 A_t は、消費 c_{1t} 、貯蓄 s_t 、そして消費税率を τ_c と表すならば消費税負担 $\tau_c c_{1t}$ の合計に等しい。その個人は $(t+1)$ 期に退職し、貯蓄の元利合計 $(1 + r_{t+1})s_t$ を受け取る一方、貯蓄の元利合計は消費 c_{2t+1} 、 $(t+1)$ 期 $(t+1)$ 世代への遺産 b_{t+1} 、消費税負担 $\tau_c c_{2t+1}$ 、遺産税率を τ_b と表すならば遺産税負担 $\tau_b b_{t+1}$ の合計に等しい³⁾。この(2)と(3)

2) この公的移転給付は賦課方式の公的年金給付と全く逆の公的移転給付である。若年世代から老年世代に対してではなく、老年世代から若年世代への公的移転給付を広井 (2006a)、広井 (2006b) では、若者基礎年金といった言葉で表現している。

3) 本論文では遺産を与える世代（親世代である老年世代）に対して課される遺産への税を遺産税と呼ぶ。

から、 t 世代の個人の生涯予算制約式として下の（4）を得る。

$$(1 + \tau_c) c_{1t} + \frac{1 + \tau_c}{1 + r_{t+1}} c_{2t+1} + \frac{1 + \tau_b}{1 + r_{t+1}} b_{t+1} = w_t + b_t + A_t \quad (4)$$

上でも述べたとおり、 t 期 t 世代の個人は政府から公的移転を受けとる。 t 期 t 世代への公的移転の財源は t 期 ($t-1$) 世代が負担する消費税 $\tau_c c_{2t}$ と遺産税 $\tau_b b_t$ 、 t 期 t 世代の個人が負担する消費税 $\tau_c c_{1t}$ から構成される⁴⁾。これより t 期における一人あたりの政府の予算制約式は、下の（5）のとおり表される。

$$A_t = \tau_c (c_{1t} + c_{2t}) + \tau_b b_t \quad (5)$$

企業は新古典派型生産技術にしたがい生産を行う。 t 期における集計化された生産関数は（6）のとおり、コブ＝ダグラス型生産関数で表される。

$$Y_t = L_t^{1-\alpha} K_t^\alpha \quad (6)$$

ただし Y_t は集計化された t 期の生産物、 L_t は集計化された t 期の労働力、 K_t は集計化された t 期の資本ストック、 α は資本の生産性に関するパラメータで $0 < \alpha < 1$ をみたしている。一人あたりの生産関数は、下の（7）のとおり表される。

$$y_t = k_t^\alpha \quad (7)$$

ただし $y_t = \frac{Y_t}{L_t}$ 、 $k_t = \frac{K_t}{L_t}$ である。企業の利潤最大化問題から、 t 期で表した資本と労働の限界生産物条件として $r_t = \alpha k_t^{\alpha-1}$ 、 $w_t = (1-\alpha)k_t^\alpha$ を得る。

財市場の均衡式は下の（8）、資本市場の均衡式は下の（9）である。

$$c_{1t} + c_{2t} + k_{t+1} = w_t + k_t + r_t k_t \quad (8)$$

$$s_t = k_{t+1} \quad (9)$$

3. 動学式と安定性分析

この節では動学式を導出し、その安定性を分析する。 t 期のラグランジュ

4) 広井（2006a）、広井（2006b）では、若者基礎年金の主な税財源として消費税、そして本論文では扱っていない相続税をあげている。

関数を L_t^1 と表し、 t 期のラグランジュ未定乗数を λ_t^1 と表すならば、 t 世代の個人の効用最大化問題は下記の式で表される⁵⁾。

$$L_t^1 = \varepsilon_1 \log c_{1t} + \varepsilon_2 \log c_{2t+1} + \varepsilon_3 \log b_{t+1} \\ - \lambda_t^1 \left[(1 + \tau_c) c_{1t} + \frac{1 + \tau_c}{1 + r_{t+1}} c_{2t+1} + \frac{1 + \tau_b}{1 + r_{t+1}} b_{t+1} - w_t - b_t - A_t \right]$$

一階条件は下の (10) と (11) として導かれる。

$$c_{1t} = \frac{\varepsilon_1 (1 + \tau_b)}{\varepsilon_3 (1 + r_{t+1}) (1 + \tau_c)} b_{t+1} \quad (10)$$

$$c_{2t+1} = \frac{\varepsilon_2 (1 + \tau_b)}{\varepsilon_3 (1 + \tau_c)} b_{t+1} \quad (11)$$

(10) と (11) を生涯予算制約式 (4) に代入、整理するならば、遺産関数 b_{t+1} として (12) を得る。

$$b_{t+1} = \frac{\varepsilon_3}{[1 + \tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3)] (1 + \tau_b)} (1 + r_{t+1}) (1 + \tau_c) [w_t + (1 + \tau_b) b_t + \tau_c c_{2t}] \quad (12)$$

遺産関数 (12) を一階条件 (10) と (11) に代入することによって、消費関数 (13), (14) を得る。

$$c_{1t} = \frac{\varepsilon_1}{1 + \tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} [w_t + (1 + \tau_b) b_t + \tau_c c_{2t}] \quad (13)$$

$$c_{2t+1} = \frac{\varepsilon_2}{1 + \tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} (1 + r_{t+1}) [w_t + (1 + \tau_b) b_t + \tau_c c_{2t}] \quad (14)$$

資本市場の均衡式 (9) と消費関数 (13) を個人の予算制約式 (2) に代入、整理するならば (15) を得る。

$$k_{t+1} = \frac{\varepsilon_2 + \varepsilon_3}{1 + \tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} (1 + \tau_c) [w_t + (1 + \tau_b) b_t + \tau_c c_{2t}] \quad (15)$$

(15) から下の (16) の関係を得る。

5) 個人は公的移転給付を所与として（公的移転給付を織り込まずに）自身の効用を最大化している。

$$w_t + (1 + \tau_b) b_t + \tau_c c_{2t} = \frac{1 + \tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3)}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) (1 + \tau_c)} k_{t+1} \quad (16)$$

この (16) を遺産関数 (12) に代入することによって、資本ストックのみで表される遺産関数 (17) を得る。

$$b_{t+1} = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) (1 + \tau_b)} (1 + r_{t+1}) k_{t+1} \quad (17)$$

資本の限界生産物条件に注意するならば、(17) は下の (18) のとおり書き換えられる。

$$\frac{b_{t+1}}{k_{t+1} + \alpha k_{t+1}^\alpha} = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) (1 + \tau_b)} \quad (18)$$

(18) の右辺は一定であるので t 期においても

$$\frac{b_t}{k_t + \alpha k_t^\alpha} = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) (1 + \tau_b)}$$

の関係が成立し、下の (19) も成立する。

$$b_t = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) (1 + \tau_b)} (1 + r_t) k_t \quad (19)$$

t 期 ($t-1$) 世代の個人の予算制約式が

$$c_{2t} = \frac{1}{1 + \tau_c} (1 + r_t) s_{t-1} - \frac{1}{1 + \tau_c} (1 + \tau_b) b_t \quad (20)$$

として表されることに注意し (19), (20), 資本の限界生産物条件、労働の限界生産物条件を (15) に代入、整理することによって動学式 (21) を得る。

$$k_{t+1} = \frac{\varepsilon_2 (1 - \alpha) + \tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3}{1 + \tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} k_t^\alpha + \frac{\tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3}{1 + \tau_c (\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} k_t \quad (21)$$

この (21) は t 期、($t+1$) 期の 2 期間の資本ストックのみで表された動学式であり、1 階の定差方程式で表されている。そのため Diamond (1965) と同様の方法で (21) を用いて動学体系の安定性を分析できる。

まず $k_t = k_{t+1} = k_*$ をみたす k_* を、消費遺産動機における定常状態の資本ストックと定義する。定常状態の資本ストックのうち (21) をみたす定常均衡

は、下の k^* として一意に得られる。

$$k^* = \left[\frac{\varepsilon_2(1-\alpha) + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3}{1 - \varepsilon_3} \right]^{\frac{1}{1-\alpha}} \quad (22)$$

次に動学式 (21) を k_t そして k_{t+1} について微分すると下の (23) を得る。

$$\frac{dk_{t+1}}{dk_t} = \frac{\varepsilon_2(1-\alpha) + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3}{1 + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} \alpha k_t^{\alpha-1} + \frac{\tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3}{1 + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} > 0 \quad (23)$$

さらに (23) を k_t について微分すると下の (24) を得る。

$$\frac{d^2k_{t+1}}{dk_t^2} = -\frac{\varepsilon_2(1-\alpha) + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3}{1 + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} \alpha(1-\alpha)k_t^{\alpha-2} < 0 \quad (24)$$

(21) に $k_t = 0$ を代入すると、

$$k_{t+1} = 0$$

である。以上から初期時点の資本ストックがどのような水準にあっても、漸近的に経済は定常均衡 (22) に収束することが分かる。つまり定常均衡は大域的に安定である。

動学式 (21) が定常均衡の近傍で安定、つまり局所的安定であるためには定常均衡の近傍で

$$0 < \frac{dk_{t+1}}{dk_t} < 1 \quad (25)$$

をみたす必要がある。本論文では効用関数、生産関数が特定化されているため、定常均衡も (22) のとおり一意に求められる。そこで Wickens (2008) と同様、定常状態で評価した (23) に定常均衡 (22) を代入すると下の (26) を得る。

$$\frac{dk_{t+1}}{dk_t} = \frac{\tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3 + \alpha(1 - \varepsilon_3)}{1 + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)} \quad (26)$$

(26) の分母から分子を引くならば、その値は $0 < (1 - \varepsilon_3)(1 - \alpha) < 1$ となる。以上から定常均衡における局所的安定もみたされることが分かる。今までの分析結果は下の命題 1 のとおりまとめられる。

命題1

個人が消費遺産動機を持ち、個人の効用関数は対数線形型効用関数で表される。企業は新古典派型生産技術にしたがって生産を行い、企業の生産関数はコブ＝ダグラス型生産関数で表される。政府は遺産税と消費税を財源とする若年世代への公的移転政策を行っている。この経済では定常均衡 k^* が一意に導かれ、その定常均衡 k^* は大域的にも局所的にも安定である。

4. 比較静学と厚生分析

この節では定常状態に限定し、政府が若年世代への公的移転政策財源としての遺産税を重課する場合、消費税を重課する場合の2つの場合を考える。その上で遺産税の重課、消費税の重課のそれぞれが資本ストック、遺産、厚生に与える経済効果を定性的に分析する。

定常均衡の資本ストックは(22)のとおり表される。この(22)から若年世代に対する遺産税重課、そして消費税重課の公的移転政策が資本ストックに与える経済効果を分析できる。まず遺産税重課による公的移転政策は、(27)が示すように資本ストックに影響を与えない。

$$\frac{dk^*}{d\tau_b} = 0 \quad (27)$$

一方、消費税重課による公的移転政策は、(28)が示すように資本ストックを増加させる。

$$\frac{dk^*}{d\tau_c} = \frac{\varepsilon_2 + \varepsilon_3}{(1-\alpha)[\varepsilon_2(1-\alpha) + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3]} k^* > 0 \quad (28)$$

定常状態での遺産を $b_t = b_{t+1} = b_*$ と表し、定常均衡の資本ストックで評価した遺産を b^* と表すならば、(17)から遺産関数(29)を得る。

$$b^* = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)(1 + \tau_b)} [k^* + \alpha(k^*)^\alpha] \quad (29)$$

(29)から遺産税重課による公的移転政策は、(30)が示すように遺産を減少させる。

$$\frac{db^*}{d\tau_b} = -\frac{b^*}{1+\tau_b} < 0 \quad (30)$$

である。一方、消費税重課による公的移転政策は、(31) が示すように遺産を増加させる。

$$\frac{db^*}{d\tau_c} = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)(1 + \tau_b)} [1 + \alpha^2(k^*)^{a-1}] \frac{dk^*}{d\tau_c} > 0 \quad (31)$$

定常均衡で評価した効用関数は、下の (32) のとおり表される。

$$u^* = \varepsilon_1 \log c_1^* + \varepsilon_2 \log c_2^* + \varepsilon_3 \log b^* \quad (32)$$

$$c_1^* = \frac{1}{1+\tau_c} [(1-\alpha)(k^*)^a + (1+\tau_b)b^* - k^* + \tau_c(k^*)^a]$$

$$c_2^* = \frac{1}{1+\tau_c} [k^* + \alpha(k^*)^a - (1+\tau_b)b^*]$$

$$b^* = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)(1 + \tau_b)} [k^* + \alpha(k^*)^a]$$

遺産税重課による公的移転政策は、(33) が示すように効用を減少させる。

$$\frac{du^*}{d\tau_b} = -\frac{\varepsilon_3}{1+\tau_b} < 0 \quad (33)$$

一方、消費税重課による公的移転政策は、(34) が示すように効用を高める。

$$\begin{aligned} \frac{du^*}{d\tau_c} &= \frac{\varepsilon_2}{(1+\tau_c)c_2^*} A_1 \frac{dk^*}{d\tau_c} + \frac{\varepsilon_2}{(1+\tau_c)c_2^*} (1+\tau_b)(1+\alpha(k^*)^{a-1}) \frac{db^*}{d\tau_c} + \frac{\varepsilon_2}{1+\tau_c} \alpha(k^*)^{a-1} \\ &\quad (34) \end{aligned}$$

$$A_1 = [(1-\alpha)\alpha(k^*)^{a-1} + \tau_c \{1 + \alpha(k^*)^{a-1}\}] \alpha(k^*)^{a-1} > 0$$

以上から下の命題 2 と命題 3 を得る。

命題 2

個人が消費・遺産動機を持ち、個人の効用関数は対数線形型効用関数で表される。企業は新古典派型生産技術にしたがって生産を行い、企業の生産関数はコブ＝ダグラス型生産関数で表される。政府は遺産税と消費税を財源とす

る若年世代への公的移転政策を行っている。このとき遺産税重課による公的移転政策は資本ストックに影響を与える、遺産と効用を阻害する。

命題3

個人が消費遺産動機を持ち、個人の効用関数は対数線形型効用関数で表される。企業は新古典派型生産技術にしたがって生産を行い、企業の生産関数はコブ＝ダグラス型生産関数で表される。政府は遺産税と消費税を財源とする若年世代への公的移転政策を行っている。このとき消費税重課による公的移転政策は資本ストック、遺産、効用を高める。

遺産税重課による公的移転政策は、老年世代の遺産税負担を増やす。そのため（30）が示すように、遺産税の重課によって遺産が減少するものと考えられる。遺産税重課による公的移転政策から遺産が減少するものの、貯蓄を減らさないよう公的移転給付が増えるため、結果として貯蓄に影響を与えないものと解釈できる。このような背景から、遺産税重課による公的移転政策は資本ストック影響を与えないものと考えられる。政府の政策によって遺産が増減するものの、資本ストックが一定であるといった経済効果は、Barro (1974) の利他的遺産動機での各種政策効果と似ている。しかし命題2の結果は Barro (1974) の文脈とは異なる。なぜならば（33）が示すとおり、遺産税重課による公的移転政策は効用を阻害するからである。これは遺産動機が利他的遺産動機ではなく、消費遺産動機であることに起因する。

一方、消費税重課による公的移転政策の経済効果は、遺産税重課による公的移転政策の経済効果と異なる。効用最大化時に個人は、自身への公的移転として若年期に負担した消費税が給付されることを織り込んでいない。そのため消費税重課の公的移転政策による所得効果、さらに来期の消費税負担に備えるために、貯蓄が増加するものと解釈される。もちろん老年期における消費税負担が高まるものの、貯蓄の増加そして消費遺産動機も手伝い、遺産も増加するものと解釈される。このように消費税重課による公的移転政策は

資本ストック、遺産、効用を増加させるものと考えられる。

この帰結は Atkinson=Stiglitz (1980) で示唆されている資本利得税（あるいは利子所得税）の経済効果とパラレルな帰結と考えられる。Atkinson=Stiglitz (1980) らは Diamond (1970) とは異なる資本利得税（利子所得税）の活用方法を考えている。Diamond (1970) では老年世代が負担する貯蓄の利子に対する資本利得税収（利子所得税収）を、政府がその老年世代に一括移転するといった世代内公的移転を定性的に分析している。そして資本利得税（利子所得税）の重課は利子率の増加（資本ストックの減少）、効用の低下に結びつくものと述べている。一方、Atkinson=Stiglitz (1980) らは遺産動機を考慮せず、老年世代が負担する貯蓄の利子に対する資本利得税収（利子所得税収）を若年世代に再分配するといった世代間公的移転を紹介している。そしてこのような資本利得税（利子所得税）の世代間公的移転政策は、貯蓄すなわち資本ストックを刺激するものと述べている。

本論文では Atkinson=Stiglitz (1980) では扱われていない消費遺産動機を加え、しかも資本利得税（利子所得税）ではなく消費税と遺産税を扱っている。そして若年世代への公的移転政策財源としての消費税において、Atkinson=Stiglitz (1980) らの示唆が確かめられる。

5. 効用最大化時における政府の予算制約式をめぐって

前節では、個人は効用最大化時に政府の予算制約式を所与として行動しているものと仮定した。それでは効用最大化時に、個人が政府の予算制約式を織り込む場合、前節までの経済効果はどのように修正されるだろうか。

t 期 t 世代の個人は t 期に負担する消費税 $\tau_c c_{1t}$ が、自身への公的移転として給付されることを認識しているものと仮定する。言い換えるならば、自身が負担する消費税のうち $\tau_c c_{1t}$ は公的移転給付として戻ってくるので、実質的な消費税負担 $\tau_c c_{1t}$ は生じないものと認識しているものと仮定する⁶⁾。このこ

6) より直感的な説明として、次のような説明が可能である。今期、彼・彼女自身がそれぞれ100だけの税金を政府に支払った。同じ時期に政府は、その税金を財源とした公的移転給付として100の税金を支払った彼・彼女自身にそれぞれ100を移転した。この場

とを反映した効用最大化問題は、

$$L_t^2 = \varepsilon_1 \log c_{1t} + \varepsilon_2 \log c_{2t+1} + \varepsilon_3 \log b_{t+1} \\ - \lambda_t^2 \left[c_{1t} + \frac{1+\tau_c}{1+r_{t+1}} c_{2t+1} + \frac{1+\tau_b}{1+r_{t+1}} b_{t+1} - w_t - (1+\tau_b) b_t - \tau_c c_{2t} \right]$$

として修正される。ただし t 期のラグランジュ関数を L_t^2 と表し、 t 期のラグランジュ未定乗数を λ_t^2 と表す。一階条件は下の (35) と (36) として修正される。

$$c_{1t} = \frac{\varepsilon_1(1+\tau_b)}{\varepsilon_3(1+r_{t+1})} b_{t+1} \quad (35)$$

$$c_{2t+1} = \frac{\varepsilon_2(1+\tau_b)}{\varepsilon_3(1+\tau_c)} b_{t+1} \quad (36)$$

上の二階条件、生涯予算制約式から遺産関数 b_{t+1}

$$b_{t+1} = \frac{\varepsilon_3}{1+\tau_b} (1+r_{t+1}) [w_t + (1+\tau_b) b_t + \tau_c c_{2t}]$$

を得る。遺産関数と二階条件から消費関数は

$$c_{1t} = \varepsilon_1 [w_t + (1+\tau_b) b_t + \tau_c c_{2t}] \quad (37)$$

$$c_{2t+1} = \varepsilon_2 \frac{1}{1+\tau_c} (1+r_{t+1}) [w_t + (1+\tau_b) b_t + \tau_c c_{2t}] \quad (38)$$

である。資本市場の均衡式、消費関数 (37) を個人の予算制約式 (2) に代入、整理するならば

$$k_{t+1} = (\varepsilon_2 + \varepsilon_3) [w_t + (1+\tau_b) b_t + \tau_c c_{2t}] \quad (39)$$

を得る。(39) から (40) を得る。

合、各自において100の税金負担が生じているものの、それは一時的なものであり、実質的な税金負担は生じていないと解釈できる。なぜならば100の税金を支払った後、100の公的移転給付が発生しているからである。個人が効用最大化時に、自身の実質的な税金負担を考慮して効用を最大化しているか否かは、この論文でも示しているように、まず二階条件に差異をもたらす。そして後に示すように定常均衡にも差異をもたらす。このような事柄を反映している文献の1つとして井堀 (1993), Ihori (1994) がある。

$$w_t + (1 + \tau_b) b_t + \tau_c c_{2t} = \frac{1}{\varepsilon_2 + \varepsilon_3} k_{t+1} \quad (40)$$

(40) を遺産関数に代入することによって、資本ストックのみで表される遺産関数 (41) を得る。

$$b_{t+1} = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)(1 + \tau_b)} (1 + r_{t+1}) k_{t+1} \quad (41)$$

(41) から下の (42) も成立する。

$$b_t = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)(1 + \tau_b)} (1 + r_t) k_t \quad (42)$$

第3節と同様の方法をたどることによって、下の動学式を得る。

$$k_{t+1} = \left(\varepsilon_3 + \varepsilon_2 \frac{\tau_c}{1 + \tau_c} \right) k_t + \left[\varepsilon_3 + \varepsilon_2 \left(1 - \frac{\alpha}{1 + \tau_c} \right) \right] k_t^\alpha \quad (43)$$

(43) をみたす定常均衡は下の k^{**} として一意に得られる。

$$k^{**} = \left[\frac{\varepsilon_3 + \varepsilon_2 \{ 1 - \alpha (1 + \tau_c)^{-1} \}}{1 - \varepsilon_3 - \varepsilon_2 \tau_c (1 + \tau_c)^{-1}} \right]^{\frac{1}{1-\alpha}} \quad (44)$$

動学式 (43) を k_t そして k_{t+1} について微分すると下の (45) を得る。

$$\frac{dk_{t+1}}{dk_t} = \varepsilon_3 + \varepsilon_2 \tau_c (1 + \tau_c)^{-1} + \alpha k_t^{\alpha-1} [\varepsilon_3 + \varepsilon_2 \{ 1 - \alpha (1 + \tau_c)^{-1} \}] > 0 \quad (45)$$

さらに (45) を k_t について微分すると下の (46) を得る。

$$\frac{d^2 k_{t+1}}{dk_t^2} = -\alpha (1 - \alpha) [\varepsilon_3 + \varepsilon_2 \{ 1 - \alpha (1 + \tau_c)^{-1} \}] k_t^{\alpha-2} < 0 \quad (46)$$

(43) に $k_t = 0$ を代入すると、

$$k_{t+1} = 0$$

である。以上から初期時点の資本ストックがどのような水準にあっても、漸近的に経済は定常均衡 (44) に収束することが分かる。つまり定常均衡は大域的に安定である。

動学式 (43) が定常均衡の近傍で安定、つまり局所的安定であるために

は定常均衡の近傍で $0 < \frac{dk_{t+1}}{dk_t} < 1$ をみたす必要がある。定常状態で評価した

(45) に定常均衡 (44) を代入すると下の (47) を得る。

$$\frac{dk_{t+1}}{dk_t} = \alpha + (1 - \alpha) \left(\varepsilon_3 + \varepsilon_2 \frac{\tau_c}{1 + \tau_c} \right) \quad (47)$$

を得る。明らかに (47) の値は 1 より小さい。以上から定常均衡における局所的安定もみたされることが分かる。今までの分析結果は下の命題 4 のとおりまとめられる。

命題 4

個人が消費遺産動機を持ち、個人の効用関数は対数線形型効用関数で表される。企業は新古典派型生産技術にしたがって生産を行い、企業の生産関数はコブ＝ダグラス型生産関数で表される。政府は遺産税と消費税を財源とする若年世代への公的移転政策を行っている。効用最大化時に個人は、若年期に負担する消費税が公的移転の一部として給付されることを織り込み、効用を最大化する。この経済では定常均衡 k^{**} が一意に与えられ、その定常均衡 k^{**} は大域的にも局所的にも安定である。

個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込まない場合、それを織り込む場合の違いは、どのような部分において表れるのだろうか。一番明確に表れる部分は定常均衡（資本ストック）である。そこで個人が政府の予算制約式を織り込まない場合の定常均衡 (22)、政府の予算制約式を織り込む場合の定常均衡 (44) の大小関係を確認する。特に (22) のカッコ内の値から (44) のカッコ内の値を引くならば

$$\frac{\varepsilon_2(1 - \alpha) + \tau_c(\varepsilon_2 + \varepsilon_3) + \varepsilon_3}{1 - \varepsilon_3} - \frac{\varepsilon_3 + \varepsilon_2 \{1 - \alpha(1 + \tau_c)^{-1}\}}{1 - \varepsilon_3 - \varepsilon_2 \tau_c (1 + \tau_c)^{-1}} = \frac{A_2}{(1 - \varepsilon_3)[1 - \varepsilon_3 - \varepsilon_2 \tau_c (1 + \tau_c)^{-1}]}$$

$$A_2 = \tau_c \varepsilon_1 \left(\varepsilon_2 + \varepsilon_3 - \alpha \varepsilon_2 \frac{\tau_c}{1 + \tau_c} \right) > 0$$

を得る。図1でも示しているように、個人が政府の予算制約式を織り込まない場合の定常均衡（22）の方が、政府の予算制約式を織り込む場合の定常均衡（44）より大きくなる。

政府の予算制約式を織り込まない場合、個人は若年世代が支払う消費税、老年世代が支払う遺産税と消費税を財源とする公的移転を受け取るものとして行動する。しかし政府の予算制約式を織り込む場合、個人は実質的には老年世代が支払う遺産税と消費税のみを財源とする公的移転を受け取るものと認識して行動する。このため公的移転給付から発生する所得効果は、個人が政府の予算制約式を織り込まない場合の方が大きく働いているものと考えられる。そしてその分だけ貯蓄（資本ストック）が大きくなるものと解釈される。

図1から個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込む場合、織り込まない場合について別な解釈を与えられる。効用最大化時に政府の予算制約式を織り込んでいない個人が、政府の予算制約式を織り込むようになると、図1の外側の曲線が下方向にシフトする。その結果、定常均衡も小さくなってしまう。これはあたかも政府が増税あるいは税金を導入することによって、資本ストックで表された定常均衡が減少する効果と似ている。個人が効用最大化時に政府の予算制約式を考慮するか否かは、政府の政策と直接的なつながりはない。しかし個人が政府の予算制約式に対する態度を変化させることで、資本ストックで表している定常均衡に対し、あたかも増税がなされたかのような効果をもたらすのである。

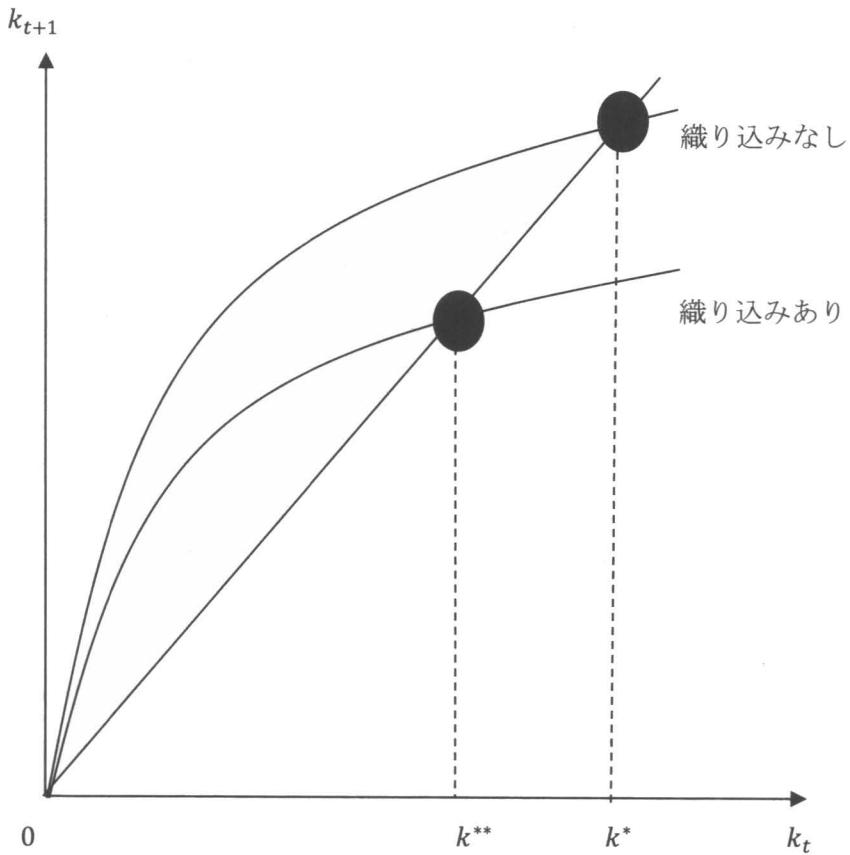


図1：定常均衡（個人が政府の予算制約式を織り込む場合、織り込まない場合）

それでは遺産税重課そして消費税重課の公的移転政策が、資本ストックに与える効果から分析してゆこう。(44) から遺産税重課による公的移転政策は、(48) が示すように資本ストックに影響を与えない。

$$\frac{dk^{**}}{d\tau_b} = 0 \quad (48)$$

一方、消費税重課による公的移転政策は、(49) が示すように資本ストックを増加させる。

$$\frac{dk^{**}}{d\tau_c} = [\alpha(1-\alpha)^{-1} + (\varepsilon_2 + \varepsilon_3)] \left[\frac{\varepsilon_2(1+\tau_c)^{-2}}{\varepsilon_3 + \varepsilon_2 \{1 - \alpha(1+\tau_c)^{-1}\}} \right] \left[\frac{1}{1 - \varepsilon_3 - \varepsilon_2\tau_c(1+\tau_c)^{-1}} \right] k^{**} > 0 \quad (49)$$

定常状態での遺産を $b_t = b_{t+1} = b^{**}$ と表し、定常均衡の資本ストックで評価した遺産を b^{**} と表すならば、遺産関数

$$b^{**} = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)(1 + \tau_b)} [k^{**} + \alpha(k^{**})^\alpha] \quad (50)$$

と表される。(50) から遺産税重課による公的移転政策は、(51) が示すように遺産を減少させる。

$$\begin{aligned} \frac{db^{**}}{d\tau_b} &= -\frac{\varepsilon_3}{\varepsilon_2 + \varepsilon_3} \left(\frac{1}{1 + \tau_b} \right)^{-2} [k^{**} + \alpha(k^{**})^\alpha] \\ &= -\frac{1}{1 + \tau_b} b^{**} < 0 \end{aligned} \quad (51)$$

一方、消費税重課による公的移転政策は、(52) が示すように遺産を増加させる。

$$\frac{db^{**}}{d\tau_c} = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)(1 + \tau_b)} [1 + \alpha^2(k^{**})^{\alpha-1}] \frac{dk^{**}}{d\tau_c} > 0 \quad (52)$$

定常均衡で評価した効用関数は下の (53) のとおり表される。

$$u^{**} = \varepsilon_1 \log c_1^{**} + \varepsilon_2 \log c_2^{**} + \varepsilon_3 \log b^{**} \quad (53)$$

$$c_1^{**} = \frac{1}{1 + \tau_c} [(1 - \alpha)(k^{**})^\alpha + (1 + \tau_b)b^{**} - k^{**} + \tau_c(k^{**})^\alpha]$$

$$c_2^{**} = \frac{1}{1 + \tau_c} [k^{**} + \alpha(k^{**})^\alpha - (1 + \tau_b)b^{**}]$$

$$b^{**} = \frac{\varepsilon_3}{(\varepsilon_2 + \varepsilon_3)(1 + \tau_b)} [k^{**} + \alpha(k^{**})^\alpha]$$

遺産税重課による公的移転政策は、(54) が示すように効用を減少させる。

$$\frac{du^{**}}{d\tau_c} = -\varepsilon_3 \frac{1}{1 + \tau_b} < 0 \quad (54)$$

一方、消費税重課による公的移転政策が効用に与える経済効果は (55) のとおりである。

$$\frac{du^{**}}{d\tau_c} = \varepsilon_2 \frac{1}{c_2^*} \left(\frac{1}{1 + \tau_c} \right)^2 \tau_c \{1 + \alpha(k^{**})^{\alpha-1}\}^2 \frac{dk^{**}}{d\tau_c}$$

$$\begin{aligned}
 & + \varepsilon_2 \frac{1}{c_2^*} \left(\frac{1}{1+\tau_c} \right)^2 (1+\tau_b) \{1 + \alpha(k^{**})^{\alpha-1}\} \frac{db^{**}}{d\tau_c} \\
 & + \varepsilon_2 \frac{1}{c_2^*} \left(\frac{1}{1+\tau_c} \right)^2 [\alpha(k^{**})^{\alpha-1} - \tau_c] (1-\alpha) \alpha(k^{**})^{\alpha-1} \frac{dk^{**}}{d\tau_c} \\
 & + \varepsilon_2 \left(\frac{1}{1+\tau_c} \right)^2 [\alpha(k^{**})^{\alpha-1} - \tau_c]
 \end{aligned} \tag{55}$$

(55) の第3項と第4項の符号は一意に決定せず、 $\alpha(k^{**})^{\alpha-1}$ と τ_c の大小関係に依存する。 $\alpha(k^{**})^{\alpha-1} \geq \tau_c$ が成立するならば、(55) の符号は正である。以上から下の命題5と命題6を得る。

命題5

個人が消費遺産動機を持ち、個人の効用関数は対数線形型効用関数で表される。企業は新古典派型生産技術にしたがって生産を行い、企業の生産関数はコブ=ダグラス型生産関数で表される。政府は遺産税と消費税を財源とする若年世代への公的移転政策を行っている。個人は、若年期に負担する消費税が公的移転の一部として給付されることを織り込み、効用を最大化する。このとき遺産税重課による公的移転政策は資本ストックに影響を与える、遺産と効用を阻害する。

命題6

個人が消費遺産動機を持ち、個人の効用関数は対数線形型効用関数で表される。企業は新古典派型生産技術にしたがって生産を行い、企業の生産関数はコブ=ダグラス型生産関数で表される。政府は遺産税と消費税を財源とする若年世代への公的移転政策を行っている。個人は、若年期に負担する消費税が公的移転の一部として給付されることを織り込み、効用を最大化する。このとき消費税重課による公的移転政策は資本ストック、遺産を高める。ただし消費税重課による公的移転政策が効用に与える効果は一意に確定しない。しかし (55) の第3項、第4項において $\alpha(k^{**})^{\alpha-1} \geq \tau_c$ ならば、消費税重

課による公的移転政策は効用を高める。

遺産税重課あるいは消費税重課による公的移転政策が資本ストック、遺産、効用に与える効果は、個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込むか否かによって変化するのだろうか。

まず遺産税重課による公的移転政策から確認してみよう。遺産税および遺産税財源による公的移転給付は、個人の生涯予算制約式を変化させない。そのため個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込まない場合、織り込む場合のいずれであっても、遺産税重課による公的移転政策が資本ストックに与える効果は同値、遺産と効用に与える効果は同値ではないものの、遺産と効用を減少させる点で大差がない⁷⁾。言い換えるならば、遺産税重課による公的移転政策が資本ストック、遺産、効用に与える効果においては、個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込むか否かは重要ではないと言えよう。

次に消費税重課による公的移転政策を確認してみよう⁸⁾。個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込む場合、織り込まない場合のいずれでも、消費税重課による公的移転政策が資本ストック、遺産に与える効果は同値ではないものの、資本ストックと遺産を刺激する点で変わりはない。また消費税重課による公的移転政策が効用に与える効果は、個人が政府の予算制約式を織り込む場合のみ条件がつくものの、個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込む場合、織り込まない場合のいずれでも効用を高める点において、両者に大きな差を見出しにくい。

7) 個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込まない場合の定常均衡（22）が、政府の予算制約式を織り込む場合の定常均衡（44）より大きい。そのため定常均衡で評価した遺産関数から、政府の予算制約式を織り込まない場合の遺産（29）が政府の予算制約式を織り込む場合の遺産（50）より大きい。以上から遺産税重課による公的移転政策の経済効果は、個人が政府の予算制約式を織り込まない場合の方が、政府の予算制約式を織り込む場合よりも遺産、効用を大きく引き下げる。

8) 個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込まない場合、政府の予算制約式を織り込む場合の両者において、消費税重課による公的移転政策の経済効果を大小比較することは可能であるが、大小比較が一意的に定まらない。

消費遺産動機、相続税財源による賦課方式の公的年金政策をモデルに取り込み、その経済効果を分析した井堀（1993）、Ihori（1994）の場合、個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込む場合、織り込まない場合に応じて、相続税重課による賦課方式の公的年金政策が経済成長率に異なる影響をもたらす。しかし本論文における消費遺産動機下の遺産税重課及び消費税重課による公的移転政策においては、個人が効用最大化時に政府の予算制約式を織り込むか否かによって、資本ストック、遺産、効用に大きな違いをもたらさない点において、井堀（1993）、Ihori（1994）とは異なるものと評価できる。

6. 政策的含意

広井（2001）では基礎年金、高齢者医療と介護の財源を税とする場合、その有力な税財源として消費税、相続税、環境税をあげている。また広井（2006a）では、若年世代への若者基礎年金の財源として消費税、遺産に対する相続税、高所得高齢者に対する年金給付削減分等をあげている。広井（2006b）でも人生前半の社会保障の例として児童手当、保育サービス、若者基礎年金をあげつつ、その有力な税財源として相続税、その他の資産課税強化を提唱している。

果たして広井（2006a）、広井（2006b）が提唱する税財源に基づく若年世代への公的移転政策は、経済効率の面からどの程度、積極的に評価できるか？そしてどのような政策的含意を持ち合わせているのか？以下では今までの定性的な分析を踏まえ、これらの点について言及する。

まず本論文では広井（2006a）、広井（2006b）と異なり、若年世代への公的移転政策財源として、相続税ではなく遺産税を採用している。遺産税を採用した理由は、下記のとおりである。遺産税は親の遺産に課される税であるため、本来ならば自身の子に行き渡るはずの遺産が税として吸収されてしまう。この点については政治経済学的には評価が大きく分かれ、アメリカでは遺産税が「死亡税」と称されるまでに至ったと国枝（2002）は指摘してい

る。そこで本論文では国が遺産税を徴収するものの、遺産税収は自身の子だけではなく、広く次世代に対して公的移転として給付されるといった、遺産の社会的な再分配を意図する観点から遺産税を採用した。

しかし遺産税を若年世代への公的移転政策の財源として利用する場合、マクロ経済への寄与は期待できない。それは遺産税の重課分だけ公的移転給付が増加するものの、子世代の貯蓄（資本ストック）に影響を与えないよう遺産が減少するといった、遺産税重課による遺産の押出効果（クラウディングアウト効果）が生じていると考えられるためである。さらに遺産税重課の公的移転政策は効用に対する経済効果からも正当化しづらい。本論文のモデル環境から、遺産税を若年世代への公的移転政策の財源として用いることは、資本ストック、遺産、効用に与える経済効果の点から正当化しにくい。広井（2006a）、広井（2006b）が述べるところの若者基礎年金、本論文でいうところの若年世代への公的移転政策のために、政府が資産課税の1つである遺産税を用いることには、経済効果の観点から慎重であるべきといえよう。一方、消費税を若年世代への公的移転政策財源に用いることについては、遺産税の場合と異なる評価を下せる。消費税重課による公的移転政策は資本ストック、遺産、効用を高める。そのため遺産税の場合と異なり、効率性の観点から消費税を若年世代への公的移転政策財源として利用する可能性が開けてくる。マクロ経済に対する経済効果の観点から、若年世代への公的移転政策財源として遺産税よりも消費税がより優位にあると言えよう。

7. おわりに

定性的であり定量的であり、社会保障財源として想定される様々な税が、マクロ経済に与える影響を分析することは必要である。日本の場合、修正積立方式として機能している日本の公的年金政策財源として消費税が長らく有力視されてきた。しかし広井（2006a）、広井（2006b）では、日本の若年世代における世代内経済格差に着目し、老年世代への公的年金政策とは全く逆の若者基礎年金政策を提唱している。ただし広井（2006a）、広井（2006b）

を念頭に置いた定性的な分析、あるいは定量的な分析はなされていないのが現状である。そこで本論文では広井（2006a）、広井（2006b）で言うところの若者基礎年金に相当する若年世代への公的移転政策をモデル化し、消費遺産動機の下で遺産税重課及び消費税重課の若年世代への公的移転政策の経済効果を分析した。その政策的含意等については前節で言及した。そこでこの節では、本論文の分析、モデルの拡張の可能性について述べる。

まず本論文では若年世代への公的移転政策財源として、遺産税と消費税の2つを想定した。そして遺産税率と消費税率は異なる税率であることを前提とした。言うまでもなく遺産税とは老年世代が若年世代に与えようとする遺産に対する税である。本論文で用いた生涯予算制約式からも明らかなように、消費財に対する税である消費税と同様、遺産税は遺産という財に対する税と評価することもできる。つまり遺産税は広義の消費税と見做すことができ、遺産に対して消費財と同率の税率を適用できる余地がある。この点については、井堀（2009）が興味深い指摘をしている。井堀（2009）では、今後の日本の社会保障財源として消費税だけではなく、金融資産に限定した形で遺産に対しても消費税と同率の税率を課し、それらを社会保障財源にすべきとしている。本論文でも消費税率と遺産税率を同率とし、それらを財源とする若年世代への公的移転政策を検討することが可能である。遺産税と消費税を独立して扱うのではなく、両者の税率を統合し、それを若年世代への公的移転政策の財源とするならば、その経済効果と本論文で得られた経済効果を比較することができる。

次に広井（2006a）、広井（2006b）では、若者基礎年金といった現金給付型の社会保障をイメージしている。しかしそのような現金給付ではなく、消費税や遺産税を財源とする若年世代への社会保障サービス給付、現物給付といった方向での分析も可能かもしれない。その場合、例えば政府による子育て支援財、保育サービスといった財・サービス供給が、人口成長率、資本ストック、遺産、効用に与える効果を分析する方向になるものと考えられる。

さらに若年世代の世代内所得格差を是正するため、若年世代への公的移転

政策を実施する点を重く考慮するならば、異質な個人を明示したモデルの構築が必要であろう。本論文では同質な個人から構成される2期間世代重複モデルを用い、広井（2006a）、広井（2006b）のアイディアをモデル化した。そのため公平性の観点から若年世代への公的移転政策を評価することは捨象されている。公平性の観点からも本論文で扱った若年世代への公的移転政策を分析、評価する余地もある。いずれにせよ以上の点を含め、本論文のモデルをベースにして、さらなる応用的な分析が可能となるのである。

参考文献

- Atkinson, A.B. and Stiglitz, J.E. (1980). *Lectures on Public Economics*, London, McGraw-Hill.
- Barro, R.J. (1974). "Are Government Bonds Net Wealth?", *Journal of Political Economy*, Vol.82, No.6, 1095-1117.
- Diamond, P.A. (1965). "National Debt in a Neoclassical Growth Model." *American Economic Review*, Vol.55, No.5, Part.1, pp.1126-1150.
- Diamond, P.A. (1970). "Incidence of an Interest Income Tax." *Journal of Economic Theory*, Vol.2, No.3, pp.211-224.
- Ihori, T. (1994) "Intergenerational Transfer and Economic Growth with Alternative Bequest Motives," *Journal of the Japanese and International Economies*, 8, pp.329-342.
- Samuelson, P.A. (1958). "An Exact Consumption-Loan Model of Interest with or without the Social Contrivance of Money." *Journal of Political Economy*, Vol.66, No.6, pp.467-482.
- Wickens, M.R. (2008). *Macroeconomic Theory*, Princeton, Princeton University Press.
- Yaari, M.E. (1964). "On the Consumer's Lifetime Allocation Process." *International Economic Review*, Vol.5, No.3, pp.304-317.
- 井堀 利宏（1993）「年金、社会保障制度と貯蓄、遺産行動 - 経済成長と資本移動」季刊・社会保障研究, Vol.29, No.3, pp.198-209.
- 井堀 利宏（2009）『誰から取り、誰に与えるか 格差と再分配の政治経済学』, 東洋経済

新報社.

国枝 繁樹 (2002) 「相続税・贈与税の理論」, 財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』10月号, pp108-125.

広井 良典 (2001) 『定常型社会 新しい「豊かさ」の構想』, 岩波新書, 岩波書店.

広井 良典 (2006a) 『持続可能な福祉社会 - 「もうひとつの日本」の構想』, ちくま新書,
筑摩書房.

広井 良典 (2006b) 「社会保障と所得再分配 - 「持続可能な福祉社会」の視点を踏まえて
-」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究 日本の分配構造を読
み解く』所収, pp305-327, 中央経済社.